

○筑波大学特別学修生に関する法人細則

平成30年2月22日  
法人細則第3号

筑波大学特別学修生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第78条の3第2項の規定に基づき、特別学修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの時期)

第2条 特別学修生の受入れの時期は、原則として4月1日とする。

(資格)

第3条 特別学修生として受け入れる者は、本学の大学院に合格し、9月又は10月に入学する予定の者とする。

(受入期間)

第4条 特別学修生の受入期間は、入学予定日と同年の4月1日から入学予定日の前日までとする。ただし、所属予定の教育組織が認める場合は、この限りではない。

(申請に係る書類)

第5条 特別学修生となることを志願する者（次条において「志願者」という。）は、別記様式の筑波大学特別学修生申請書により、学長に申請するものとする。

(受入れの決定等)

第6条 学長は、志願者からの申請に基づき、所属予定の教育組織の議を経て、受入れを決定し、志願者に文書をもって通知する。

(受入手続及び受入許可)

第7条 前条の通知を受けたものは、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) その他所属の教育組織において必要とするもの

2 学長は、前項の手続を完了した者に受入れを許可する。

(身分証明書)

第8条 特別学修生は、身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(法人規則等の遵守)

第9条 特別学修生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（次条において「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入許可の取消し)

第10条 学長は、特別学修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別学修生の受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 特別学修生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(2) その他特別学修生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ所属組織の意見を聴くものとする。

(雑則)

第11条 この法人細則に定めるもののほか、特別学修生に関し必要な事項は、部局細則で定める。

附 則

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

## 筑波大学特別学修生申請書

年 月 日

筑波大学長 殿

氏名	_____	印
生年月日	_____年 月 日生	
住所	_____	
連絡先電話	_____ ( ) _____	
E-mail	_____	

筑波大学特別学修生となることを希望しますので、下記の書類を添えて申請します。

### 記

- 1 合格通知書（写）
- 2 入学意思確認書
- 3 学修計画書
- 4 身分証明書作成用シート